

助成 介護資格の取得費用を助成します

介護サービス事業所における職員の確保やすでに就労している方の資質向上と職場定着を図るため、資格取得に係る費用を一部助成します。

- 申請受付開始
4月1日(木)
※研修開始後の申請は助成の対象となりません。
- 対象となる研修・定員数
・介護職員初任者研修 10人
・介護福祉士実務者研修 5人
- 対象者
市内に住所を有する方で、次の①～③のいずれかに該当する方
①一般求職者(ハローワークに求職登録している方)
②介護分野に就職を希望する高等学校等の生徒(2、3年生)、大学等の学生
③市内の介護サービス事業所に就業している介護職従事者
- 助成金額
研修に係る費用(受講料・教材費)
・介護職員初任者研修 上限60,000円
・介護福祉士実務者研修 上限100,000円

- 助成要件
・4年3月31日までに研修を修了し、市へ修了報告をする必要があります。
・申請される方が一般求職者の場合、4年4月1日までに市内の介護サービス事業所に就業する必要があります。
※申請に必要な書類など、詳しくは市ホームページでご確認いただくか、下記までお問合せください。

問・申 保健福祉部 高齢福祉課 ☎82-1115



交付 航空写真入地番図を交付します

これまで窓口では、土地図面複写(地番図・モノクロ)を交付していましたが、4月1日からは背景に航空写真を入れた地番図を交付します。「固定資産税の納税通知書に所有する地番は書いてあるけど、場所はどこなんだろ」、「相続について登記手続きを行いたいけど、亡くなった家族の所有の土地の場所がわからない」、土地の確認についてそういったお悩みはありませんか?背景が航空写真なので、土地の場所などが分かりやすくなります。土地の情報を知りたい方は、ご利用ください。

- 交付手数料
・A3まで 1枚300円
・A3を超える場合 1枚1,000円
※地積・所有者は表示されません。
※既存の土地図面複写(地番図・モノクロ)交付と同額です。
- 交付場所
・本庁税務課および各行政局
※筆数が多い場合および行政局でのA3を超える地番図の交付は後日となります。
- 縮尺
縮尺は自由に選べますので、1枚に複数の目的の土地を掲載可能です。職員にお申しつけください。
- 撮影年月 2年4月
- ご注意
航空写真は、課税資料として撮影したもので、測量により境界を確定したものではありません。そのため、境界位置などの確認、内容の証明、申請、権利関係などの資料としての使用はできません。

問・申 市民部 税務課 ☎81-2119

補助 景観作物作付補助

市では、新たな名所づくりによる交流人口の増加を目的として5,000㎡以上のまとまった土地に花などの景観作物を作付けする団体または個人に、種子代など作付けにかかる費用の一部を補助します。

- 補助の対象になる経費
種子、苗、肥料、農薬、支柱などの購入費用
- 補助額
1,000㎡あたり50,000円を上限
※寄付金や協賛金などがある場合は補助金が減額されます。
- その他
購入前に申請してください。申請は原則1団体(個人)あたり年1回とし、3年までを上限とします。生産した作物を販売する場合は、ほかにも条件があります。詳しくはお問い合わせください。

問・申 産業部 観光交流課 ☎81-2136

共済 交通災害共済申込受付中

市民交通災害共済は、交通事故で入院・通院した会員に見舞金などを支給する制度です。

- 加入資格
市内に住民登録をしている方(共済期間前に転出された方は該当になりません)
 - 共済期間
4月1日(木)～4年3月31日(木)
※年度途中に加入する場合は加入日の翌日から4年3月31日まで
 - 料金 年額1人500円
※年度途中に加入する場合も同額
 - 申込方法
申込用紙に会費を添えて、生活環境課、各行政局、各出張所へ直接お申し込みください。
- 問・申 市民部 生活環境課 ☎81-2272

設置 防霜対策本部を設置しています

4月1日から市役所産業部に防霜対策本部を設置しています。農作物を霜被害から守るため、気象情報を収集して農家のみならずへ防災無線広報を行っています。春から初夏にかけては凍霜害が発生しやすい時期になります。農作物の管理に注意してください。

問 産業部 農林課 ☎81-2511

支援 遊休農地の活用費用を支援します

市は遊休農地の解消を目的として、これを借りて農作物を作付けし、収穫、販売を行う団体・個人に、かかる費用の一部を補助します。※ご自分の遊休農地を活用する場合は補助対象外です。

なお、補助については事前に市の認定を受けた遊休農地の活用に限られますので、希望される方はお問い合わせください。

- 補助額
10アール当たり20,000円
- 問 産業部 農林課 ☎81-2511



閉鎖 船引就業改善センターの閉鎖

2月13日に発生した福島県沖地震により、船引就業改善センターに多数の亀裂が確認されたため、施設を閉鎖いたします。ご不便をおかけしますが、ご理解ご協力をお願いいたします。

- 場所
船引就業改善センター
船引町船引字石田151番地
- 問 産業部 農林課 ☎81-2511

申請 学生は年金保険料を猶予できます

国民年金は20歳以上であれば学生も加入しなければなりません。しかし、学生の方は一般的に所得が少ないため、ご本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予されます。これを「学生納付特例制度」と言います。

この制度を利用すると、将来の年金の受給権の確保だけでなく、万が一の事故などで障害を負ったときの障害基礎年金の受給資格も確保できます。

- 承認期間
4月から4年3月まで
- 申請に必要なもの
・在学証明書または学生証の写し
- 問・申 市民部 市民課 ☎82-1112

申請 後期高齢者医療被保険者の皆さまへ

マイナンバーカード交付申請書が送付されます。福島県後期高齢者医療広域連合より、マイナンバーカードを申請するために必要な交付申請書が、3年3月末日より被保険者の皆さま全員に順次送付されています。ただし、すでにマイナンバーカードをお持ちの方や交付申請中の方は、申請する必要はありません。

マイナンバーカードが健康保険証としても利用できるようになりますので、ぜひ申請してください。

- 送付対象者
3年2月10日時点で福島県後期高齢者医療制度に加入している全被保険者
- 送付物
マイナンバーカード交付申請書および案内など
- 問・申 マイナンバー総合フリーダイヤル ☎0120-95-0178

就職 市内の保健・福祉施設へ就職する方へ

市では、市内の保健・福祉施設の人材確保および市への定住促進を図るため、市内に定住し、市内で新たに保健・福祉施設へ就職した方に就職奨励金を交付します。勤続年数に応じた奨励金が受けられます。

- 奨励金額
最大100万円(転入者は最大130万円)を6年に分けて交付します。
- 交付対象者 次のすべてに該当する方
①対象資格を有する方
②常勤職員として市内の対象事業所に就職した方
③就職日時点で満40歳未満の方
④田村市に住民登録がある方または就職日から1月以内に転入した方
この他にも要件がありますので、詳細は市ホームページでご確認ください。
- 対象事業所
介護サービス事業所、障害福祉サービス事業所、病院、保育所、認定こども園
- 対象資格
介護福祉士、介護支援専門員、介護福祉士実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者、社会福祉士、相談支援専門員、看護師、准看護師、保育士、幼稚園教諭
- 申請方法
所定の申請書に必要書類を添えて市役所高齢福祉課に申請してください。申請書は市ホームページからダウンロードすることができます。

問・申 保健福祉部 高齢福祉課 ☎82-1115

**まごころ
ありがとうございます**

次の方から市に寄付をいただきました。
◆日本郵便株式会社
田村市内11局 物品

広告欄 Advertisement

有料広告募集中

問い合わせ…総務部 経営戦略室 (☎0247-81-2117) へ

広告欄 Advertisement

有料広告募集中

問い合わせ…総務部 経営戦略室 (☎0247-81-2117) へ